

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 個人情報開示請求

平成30年3月15日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県と私とが協議私が提出した協議書（H29年度）経緯経過が分かる書類 産業交流部〇〇・県土整備〇〇・評価検査課・にぎわいづくり課・環境首都課・生産基盤課・管財課・農山漁村振興課」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成30年3月29日、実施機関は、本件請求に対して、環境首都課に係るものについて「当該保有個人情報について、作成又は取得しておらず、保有していないため。」として、旧条例第20条第3項の規定により個人情報開示請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成30年4月3日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和5年3月1日、実施機関は、旧条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本来あるべき書類（H〇年〇月〇日）の協議会・専門委員会の件である。

### 2 審査請求の理由

（H〇. 〇. 〇日第〇回）〇〇〇協議会（以下「〇〇〇協議会」という。）での議事録等を証拠を提出し、中実の中で、県は〇〇及び〇〇等が「結果を求めている」と発言しながら、記載されていない。改ざん行為を確認するため、口頭意見陳述を求める。

また、「国は（〇〇省）は、こんな無駄な事業には一銭も出しません。」と発言した

部分を削している。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件決定の理由については次のとおりである。

審査請求人が請求した「県と私とが協議した協議書（平成29年度）の経緯経過が分かる書類 環境首都課」とは、平成29年度に審査請求人が県へ提出した協議書に基づき、実施機関が職務権限を有し、かつ環境首都課の所管事務に関することについて、審査請求人との間で行った協議に係る経緯経過が分かる公文書又は当該協議書の取扱い状況が分かる公文書であると特定した。

平成29年度に審査請求人から実施機関に対して、実施機関が職務権限を有し、かつ環境首都課の所管事務に係る事柄であって、同課が応じることのできる協議が寄せられたことはなく、したがって、審査請求人から協議書に当たる公文書の受付を行った事実はない。

以上により、旧条例第20条第3項の規定に基づき本件決定を行ったものである。

なお、審査請求人は、審査請求の理由として、〇〇〇協議会（協議会事務局〇〇〇）の議事録等の記載について言及しているが、本件決定とは直接関係ないことである。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

##### (1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、個人情報開示請求書の記述内容から、審査請求人が平成29年度に実施機関に提出した「協議書」に基づき、審査請求人と環境首都課とが協議したことについての経緯経過が分かる書類であると解される。

また、「協議」の内容については、審査請求の趣旨に「(H〇年〇月〇日)の協議会・専門委員会の件である。」とあり、審査請求の理由に「(H〇. 〇. 〇日第〇回)〇〇〇協議会」とあることから、〇〇〇協議会及びその専門委員会に関するものと解される。

##### (2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、実施機関が職務権限を有し、かつ環境首都課の所管事務に係る事柄であって、同課が応じることのできる協議が審査請求人から寄せられたことはなく、審査請求人から協議書に当たる公文書の受付を行った事実はない、とのことである。

また、実施機関によると、〇〇〇協議会は事務局を〇〇〇が務め、公募による個人及び団体若しくは法人で対象地域において〇〇〇事業を主体的に実施する者、専門的知識や経験を有する者、関係行政機関、の三者で構成する団体であり、審査請求人が代表を務める法人も構成委員として含まれているとのことである。

当審査会において確認したところ、実施機関も〇〇〇協議会に関係行政機関として参加していた。

以上のことから、本件請求に係る保有個人情報の有無について検討すると、同じ協議会に属する実施機関と審査請求人の間で、何らかの意見交換、やり取り等があったであろうと想定することはできる。

しかし、実施機関は、〇〇〇協議会の事務局を務めているわけではなく、参加者の一員にすぎないので、〇〇〇協議会のことに関して「協議」を受ける立場にないと推察され、このことは実施機関の主張のとおりであると認められる。よって、仮に審査請求人との間で何らかのやり取りがあったとしても、特段の事情もないかぎり、実施機関において本件請求に係る保有個人情報が記録された公文書を作成し、又は取得していたと認定することまではできない。

一方、審査請求人は、審査請求の理由の中で〇〇〇協議会の議事録の記載内容について言及しているが、その主張内容からは、審査請求人を本人とする保有個人情報があるとまで認めることは困難であり、他に、実施機関が本件請求に係る保有個人情報を保有しているとする特段の事情についての主張も見当たらない。

以上により、本件請求に係る保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に不合理な点はなく、本件請求に係る保有個人情報を保有していないとして行った実施機関の本件決定は妥当であると判断する。

## 2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年3月 1日	諮問
同 年3月24日	審議 (徳島県個人情報保護審査会 第150回審査会)
同 年6月 9日	審議 (徳島県情報公開・個人情報保護審査会 第3部会第1回審査会)

### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	徳島県個人情報保護審査会

		令和5年3月24日まで
遠藤理恵子	弁護士	
篠原靖典	徳島文理大学大学院人間生活学 研究科教授	
竹原大輔	弁護士	
田中里佳	公認会計士、税理士	